

Q 1 電子処方箋とはなにか？運用開始に向けてどのような準備が必要か？

A 1 電子処方箋とは、電子的に処方箋の運用を行う仕組みであるほか、複数の医療機関や薬局で直近に処方・調剤された情報の参照、それらを活用した重複投薬のチェックなどを行えるようになります。

電子処方箋の概要及び運用開始に向けての情報は、以下のページを御参照ください。

■電子処方箋（医療機関・薬局向け）（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html>



■電子処方箋 運用開始に向けて役立つ資料（PDF）（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001076297.pdf>

（概要案内やメリット説明動画、運用マニュアル、準備作業の手引等のリンク集）



Q 2 どのような施設が補助の対象となりますか？

A 2 国の電子処方箋管理サービスに関連する補助金（以下、「ICT 基金」という。）の交付決定を受けた保険医療機関（医科、歯科）、保険薬局が補助の対象となります。

Q 3 既に ICT 基金の交付決定を受けて、電子処方箋の運用を開始していますが、県補助金は申請できますか？

A 3 県補助金の募集開始前に電子処方箋管理サービスを導入した施設であっても、ICT 基金の交付決定を受けている場合は、県補助金の申請が可能です。

Q 4 県補助金の申請期限（令和 7 年 1 月 31 日）に間に合わせるためには、いつまでに電子処方箋管理サービスの導入を完了し、ICT 基金を申請する必要がありますか？

A 4 ICT 基金について、申請から交付まで約 2 カ月程度の時間を要すると聞いています。遅くとも令和 6 年 10 月ごろまでに電子処方箋管理サービスの導入を完了し、ICT 補助金の交付申請を行う必要がありますので、早めにシステムベンダ等に導入をご相談ください。
（申請期限後の申請は受け付けられませんのでご注意ください。）

Q 5 ICT 基金は令和 7 年 9 月まで受付していますが、県補助金の申請期限を延長する予定はありますか？

A 5 申請期限を延長する予定はありません。

県補助金は、厚生労働省実施事業「令和 6 年度（令和 5 年度からの繰越分）医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）」を財源としており、制度上、次年度への繰越が行えません。期限内に申請できるよう、導入時期の前倒しをご検討ください。
（申請期限後の申請は受け付けられませんのでご注意ください。）

Q 6 電子処方箋管理サービスの導入を完了し、これから ICT 基金の交付申請を行います。県補助金を同時に申請できますか？

A 6 いいえ、同時には申請できません。県補助金の交付対象は、ICT 基金の交付決定を受けた施設に限りますので、ICT 基金の交付決定後に申請をお願い致します。

Q 7 ICT 基金の事業者一括申請を行った場合、県補助金についても一括申請できますか？

A 7 いいえ、県補助金については一括では申請できません。対象施設ごと、ICT 基金交付決定ごとに 1 件の申請としてください。

Q 8 電子処方箋サービス導入後にかかるランニングコスト（メンテナンス費用を含む）も補助対象になりますか？

A 8 電子処方箋サービス導入後にかかるランニングコスト（メンテナンス費用を含む）は、補助対象外となります。

Q 9 申請の際の事業区分は、①基本機能のみ、②追加機能のみ、③基本機能と追加機能の同時導入のうち、どの区分を選択すればよいですか？

A 9 ICT 基金の交付申請において選択した区分と同じ区分を選択してください。どの事業区分による交付かは、ICT 基金交付決定通知書の標題により見分けることができます。

なお、追加機能分を含む申請（②・③）は 1 回のみ可能であり、複数回に分けて申請することはできません。

Q 10 県補助金の交付条件である「県が別に指定する電子処方箋の活用・普及促進に係る取組（ポスター掲示、アンケート調査等）」とは、どのような取組ですか？

A 10 別途、ご案内する予定ですが、電子処方箋の活用・普及促進に係るポスターの掲示やアンケート調査などにご協力いただくことを想定しています。